

香芝市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年5月10日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：都市創造部 営繕課>

- 1 監査実施年月日 令和5年2月24日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年3月27日
- 3 措置状況通知 令和5年5月1日香営第1号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
<p>小規模な工事については、具体的な検査手続きを定めたものではなく、通常、工事完了後に担当職員による目視等により検査が行われている。また、どういった検査をおこなったかという具体的な検査内容を記録した書面は作成されていないのが現状である。</p> <p>小規模な工事においても、事後に工事検査上の瑕疵が問われる可能性も十分にありうることから、そういった場合の瑕疵の有無の確認を行えるように検査内容の記録書面を作成するなどし、検査事務の質の向上に取り組みたい。</p>	措置済み	検査内容の記録書面を作成し、検査書とともに文書保存して参ります。